

ID: 708

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	生産緑地内の原状回復命令等		
法令名 根拠条項	生産緑地法 第9条第1項		
法令番号	昭和49年法律第68号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1598

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	是正命令		
法令名 根拠条項	駐車場法 第19条		
法令番号	昭和32年法律第106号		
【根拠条文】 (是正命令) 第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5088

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令		
法令名 根拠条項	景観法 第23条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5089

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	景観重要建造物の管理改善の措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第26条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (管理に関する命令又は勧告) 第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5091

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)		
法令名称 根拠条文	景観法 第32条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (原状回復命令等) 第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 (原状回復命令等についての準用) 第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5092

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	景観重要樹木の管理改善の措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第34条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (管理に関する命令又は勧告) 第34条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 952

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第64条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (違反建築物に対する措置) 第64条 市町村長は、第62条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 953

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第70条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置) 第70条 市町村長は、前条第2項の規定により第62条から第68条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日